

一般原動機付自転車に関する基準の策定について

1. 背景

- 世界的なカーボンニュートラル推進等を背景に、我が国においても、電動機を原動機とする一般原動機付自転車（以下「電動一般原付」という。）の普及が進んでいることを踏まえ、電動一般原付について、新たに「電動の二輪自動車等に係る協定規則（第136号）」を適用する旨の安全基準の見直しを行う。
- 令和5年12月の「二輪車車両区分見直しに関する有識者検討会」（主催：警察庁）のとりまとめを受け、第二種原動機付自転車のうち、内燃機関を原動機とする最高出力4.0kW以下のもの（以下「新原付一種」という。）を第一種原動機付自転車として区分する旨の改正手続きを別途行っているところ（資料3－6参照）、新原付一種が備える最高出力の抑制機構について不正改造を防止する措置を講じる。

2. 概要

- 電動一般原付について、協定規則第136号6.の基準（電池の安全性）を満たさなければならないこととする。また、作動電圧が高電圧の電気装置にあっては、協定規則第136号5.の基準（感電に対する保護）を満たさなければならないこととする。

【適用日】

新型車：令和9年2月1日 継続生産車：令和11年2月1日

- 新原付一種について、不正改造防止のため、最高出力を4.0kW以下に制御する装置は、最高出力の制御方式並びに変更及び設定の解除が容易にできないものであることなど、最高出力抑制性能等の基準を満たさなければならないこととする。

【適用日】

令和7年4月1日

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和7年2月

施 行：令和7年2月